

稲城市木造住宅耐震診断・改修助成金 留意事項(令和7年度版)

1 耐震診断助成金について

- 稲城市木造住宅耐震診断助成金交付申請書は、令和7年12月12日までに提出してください。
- 稲城市木造住宅耐震診断助成事業完了報告書は、令和7年2月6日までに提出してください。

2 耐震改修等助成金について

- 稲城市木造住宅耐震改修助成金交付申請書は、令和6年12月12日までに提出して下さい。
- 稲城市木造住宅耐震改修助成金変更等承認申請書は、令和6年12月19日までに提出してください。
なお、耐震改修の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市の窓口にご相談ください。
- 稲城市木造住宅耐震改修助成事業完了報告書は、令和7年2月6日までに提出してください。
- 稲城市木造住宅耐震改修助成制度は、住宅の耐震化に必要な耐震補強工事に対する補助であるため、耐震性能の向上を目的としない増築、改築、設備や外装などのリフォームにつきましては、補助金の対象とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

3 共通事項

- 助成を受けるには、耐震診断又は改修業者との契約前に助成金の申請を行う必要がありますので、助成を受けようとお考えの方は、事前に担当窓口へご相談いただきますようお願いいたします。
なお、期限内であっても、予算額を超えた場合は次年度に申請をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 助成金の交付は、同一住宅に対して1回を限度とします。
- 最近、各地で点検商法などの被害が発生しています。市役所が行う耐震診断・改修助成事業では、皆様からのお申し出がない限り、業者が家を訪問したり電話をすることはありませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

稲城市 都市建設部
まちづくり再生課 住所整理・団地再生係
TEL 042-378-2111 (内線 324)